

様式9

基本情報(平成30年4月1日現在)

法人の基本情報			
法人名	公益財団法人兵庫県青少年本部		
所在地	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館8階		
連絡先	電話: 078-891-7410 FAX: 078-891-7418	ホームページ アドレス	<a href="http://www.seishonen.or.jp">http://www.seishonen.or.jp</a>
団体所管課	企画県民部青少年課(電話:078-362-3141)		
設立年月日	昭和60年3月27日	代表者	理事長 梅谷 順子 (元 兵庫県理事)
基本財産	55,400 千円	県出資(出捐)額	42,000 千円
		(県全体:統合前込) 比率 (県全体比率)	( 千円) 75.8 % ( %)
役員数	11 人	職員数	164 人
うち常勤役員	4 人	うち常勤職員	59 人
設立目的	青少年を取り巻く今日的な課題解決に向けた先導的・専門的な事業を通して、行政や民間との協働による多様な青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る。		
主な事業内容	1 多様な活動主体と連携した協働事業の推進 2 青少年の生きる力を育む先駆的な体験活動の推進 3 課題を抱える青少年への専門的な支援 4 新たな社会問題に即応する事業の推進 5 青少年活動の展開を支える基盤の充実 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
役職員の状況			
役員			
平均年齢	62.0 歳	平均年収(千円)	6,858 千円(支給実人数 3 人)
常勤役員	4 人	非常勤役員	7 人
うち県派遣	人 ( %)	うち県派遣	1 人 ( 14.3 %)
うち県OB	4 人 ( 100.0 %)	うち県OB	1 人 ( 14.3 %)
職員			
平均年齢	47.9 歳	平均年収(千円)	3,346 千円(支給実人数 49 人)
常勤職員	59 人	非常勤職員	105 人
うち県派遣	42 人 ( 71.2 %)	うち県派遣	0 人 ( %)
うち県OB	1 人 ( 1.7 %)	うち県OB	1 人 ( 1.0 %)

注) 「平均年収」は、常勤役職員が平成28年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

( 団体名: 公益財団法人兵庫県青少年本部 )

財務状況(単位:千円)					
区分	H25 決算	H26 決算	H27 決算	H28 決算	H29 決算
総資産	230,310	266,336	257,101	257,123	252,000
負債総額	170,432	212,322	137,957	140,283	138,148
正味財産	59,878	54,014	119,144	116,840	113,852
うち基本財産	55,400	55,400	55,400	55,400	55,400
その他正味財産	4,478	-1,386	63,744	61,440	58,452
当期収入計 A	557,335	680,678	696,938	720,067	716,945
うち県からの収入額計	462,219	561,851	576,280	593,657	587,512
県支出割合(%)	82.9	82.5	82.7	82.4	81.9
当期支出計 B	559,351	683,073	697,448	716,644	715,749
当期収支差額 C(A-B)	-2,016	-2,395	-510	3,423	1,196
県からの財政支出計	462,219	561,851	576,280	593,657	587,512
(対前年度比:%)	( 105.3 )	( 121.6 )	( 102.6 )	( 103.0 )	( 99.0 )
うち委託料	163,792	214,821	241,409	298,811	268,907
うち補助金	93,065	250,153	279,353	294,846	306,605
うち基金充当額	205,362	96,877	55,518		12,000
小 計	462,219	561,851	576,280	593,657	587,512
その他短期貸付金等	0	0	0	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	0	0	0	0	0
損失補償等契約に係る債務残高	0	0	0	0	0
正味財産の増減(単年度収支) <sup>※1</sup>					
当期経常増減額	-11,981	-8,751	-1,369	-1,765	-1,767
当期一般正味財産増減額	-11,981	-7,183	64,922	-1,977	-2,562
当期正味財産増減額	-9,994	-5,864	65,130	-2,304	-2,989
会計基準の区分 <sup>※2</sup>	②	②	②	②	②

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載

※2 会計基準の区分は、[ ①H16改正基準 ②H20改正基準 ]から選択し、その番号を記載

○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致